

国指定大山鳥獣保護区
大山特別保護地区計画書
【指定】
(環境省案)

平成 年 月 日

環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

大山特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

大山鳥獣保護区のうち、鳥取県東伯郡琴浦町、西伯郡大山町並びに日野郡江府町所在国有林鳥取森林管理署 571、572、574 及び 575 の各林班、576 林班ぬ、か1 及びか2 の各小班、577 林班は1 及びは2 の各小班、578 林班は小班、579 林班ち小班、580 林班ろからは2 までの各小班、581 林班、582 林班い1 からへまで及びかの各小班、584 林班い2 及びい4 の各小班、585 林班はからほまでの各小班、586 林班への小班、590 林班ろからにまでの各小班並びに 591、594、595、604 から 606 まで及び 608 の各林班の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日まで (10 年間)

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

大規模生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

大山鳥獣保護区は、中国地方の最高峰大山を中心とした区域である。周辺の連山や山麓とともに自然の変化に富み、標高 700m~800m 以上は、冷温帯落葉広葉樹林のブナ天然林が広がり、そこから標高が下がるにつれて、ミズナラ、シデ、イタヤカエデ等の多様な植物が見られる。

このような自然環境を反映して、鳥類は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧 I B 類のイヌワシ及びクマタカ並びに絶滅危惧 II 類のハヤブサを始めとする多くの猛禽類や絶滅危惧 I B 類のヤイロチョウ等、142 種が確認されている。また、ゴジュウカラ等の留鳥及びオオルリ等の夏鳥が繁殖している。哺乳類は、天然記念物に指定されているヤマネが生息する等、21 種が確認されている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、大山山頂及びそれに連なる山陵部分を中心とする区域については、裾野に広がる広大な日本海型ブナ林の自然林や低木林、ダイセンキャラボク群落、草原植生等が、標高や地形の変化に適合して複雑に生育しており、西日本における自然度の高い貴重な地域として位置づけられる。また、山頂付近には、特別天然記念物に指定されている大山のダイセンキャラボク純林が 8 ha にわたって広がるほか、高山植物等の草地、礫地等が分布している。このような多様で自然度の高い植物相を反映して、当該区域は、イヌワシ、クマタカ等の大型猛禽類やヤマネ等の希少な鳥獣にとって、特に良好な生息地となっている。また、落葉広葉樹林帯には、ゴジュウカラやオオルリ等の留鳥や夏鳥が豊富に見られるほか、

頂上付近は、日本固有種であり本州中部以北で繁殖するカヤクグリやイワヒバリ等の局所的な繁殖地になっている。

このように、当該区域は、大山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要のある区域であると認められることから、当該区域を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

（3）管理方針

- 1) 大規模生息地の保護区として、イヌワシ、クマタカ等の希少な大型猛禽類をはじめ、留鳥、夏鳥等の多様な鳥類及び哺乳類を保護するため、適切な管理に努める。
- 2) 利用者による鳥類への影響や違法捕獲防止、制札の維持管理のため、環境省職員や鳥獣保護区管理員による巡視を行う。
- 3) 鳥獣に対する餌付け、鳥獣を脅かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息地の影響を防止するため、関係地方公共団体、関係機関と連携協力して、利用者及び地域住民への普及啓発を行う。また、傷病鳥獣の救護を含め連携を図り、その対応にあたる。
- 4) 鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況及び生息環境の把握に努める。
- 5) 近年、ニホンジカの生息が確認されており、生態系や林業への影響が懸念されることから、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力してモニタリング調査を行うとともに、県が策定する第二種特定鳥獣保護管理計画と整合を取りながら、他の鳥獣の生息に配慮しつつ、迅速な対応に努め、必要に応じて保全対策を検討する。その他の個体数調整を必要とする鳥獣についても、同様の対応に努める。
- 6) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づく特定外来生物であるソウシチョウの生息が近年確認されているため、その生息動向の把握に努める。

3. 特別保護地区の面積内訳

別表1のとおり。

4 指定区域における鳥獣の生息状況

（1）当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、中国地方では最高峰の大山とその周辺の連山の山頂及び尾根一帯である。

イ 地形、地質等

大山は剣ヶ峰（1,729m）を最高峰とする第四紀火山である。およそ2万年前に最後の火山活動が起こり比較的粘性の高い角閃安山岩、デイサイトが噴出し、溶岩円頂丘を形成した。現在は火山活動を終息し、火山体の解体期に入っている。山容は、西側は伯耆富士、出雲富士とも呼ばれる円錐形の斜面、北側と南

側は著しく崩壊が進みアルプス型の険しい岩壁となっており、東側斜面は、船上山、勝田ヶ山、甲ヶ山、矢筈ヶ山の東大山山塊が、溶岩台地や古期大山の火砕岩からなる急峻な山容を示している。地質は、両輝石石英安山岩を主とする溶岩・凝灰角礫岩からなる古い地質で構成されている。

ウ 植物相の概要

当該区域は、大山の裾野から山体に移行する大山寺あたりから山体に天然林が残されている。大部分はブナ林を主体とする冷温帯落葉広葉樹林となっており、一部でミズナラ林、シデ林が見られる。標高1,300m付近からは、冬季の季節風、積雪などによって本州で見られる亜高山帯針葉樹林は無く、落葉低木帯となる。山頂付近緩斜面には、特別天然記念物のダイセンキャラボク林及び山頂草原が見られる。近年、鳥獣保護区内でカシノナガキクイムシによるミズナラ等の被害が拡大しており、特別保護地区内の一部でも発生している。

エ 動物相の概要

当該区域は、鳥類については、生態系の頂点に位置しており環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧 I B 類のイヌワシ、クマタカ等の大型猛禽類、同じく絶滅危惧 I B 類のブッポウソウ、ヤイロチョウ等の多くの生息が確認されている。

また、山頂付近には、主に本州中部以北で繁殖するカヤクグリやイワヒバリ等が局所的に繁殖しており特徴を成している。

当該区域は、大型哺乳類の生息種類数が少なく、過去の調査においては、ニホンカモシカの生息は確認されておらず、まれにニホンザルやツキノワグマの単独の個体が観察される。近年、周辺部において普通に見られるイノシシの分布が拡大し、生態系被害や園地での芝生の損傷等の被害が増加してきている。また、ニホンジカの生息が確認されており、生態系への被害の拡大が懸念される状況である。

中型哺乳類は、キツネ、タヌキ、アナグマ等が生息し、小型の哺乳類としては、ヤマネの生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表 2 のとおり。

イ 獣類

別表 3 のとおり。

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該区域において、ニホンジカ及びイノシシの生息が近年確認されており、今後分布拡大により農林業への被害の拡大が懸念される状況である。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

特別保護地区用制札

7本

7 参考事項

(1) 当初指定

昭和32年11月30日 農林省告示第979号

(2) 経緯

昭和39年1月22日 農林省告示第51号 一部解除

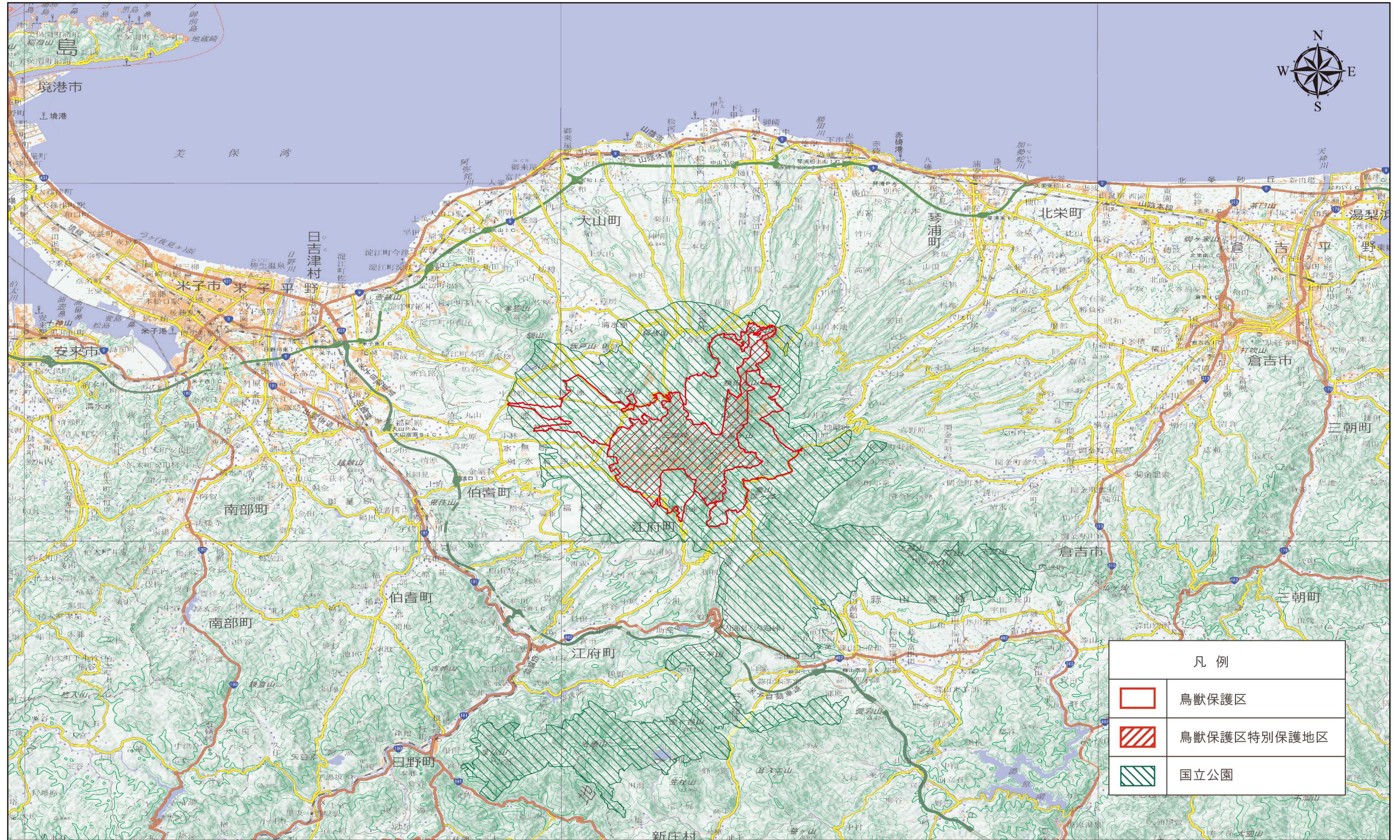
昭和52年10月29日 環境庁告示第91号 再指定

昭和62年10月27日 環境庁告示第47号 再指定

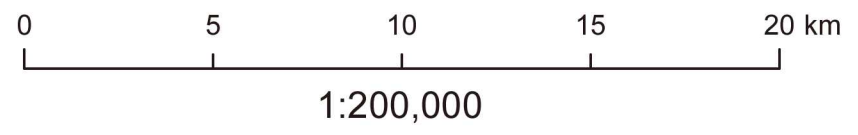
平成9年10月22日 環境庁告示第75号 再指定

平成19年10月31日 環境省告示第94号 再指定

国指定大山鳥獣保護区及び大山特別保護地区位置図

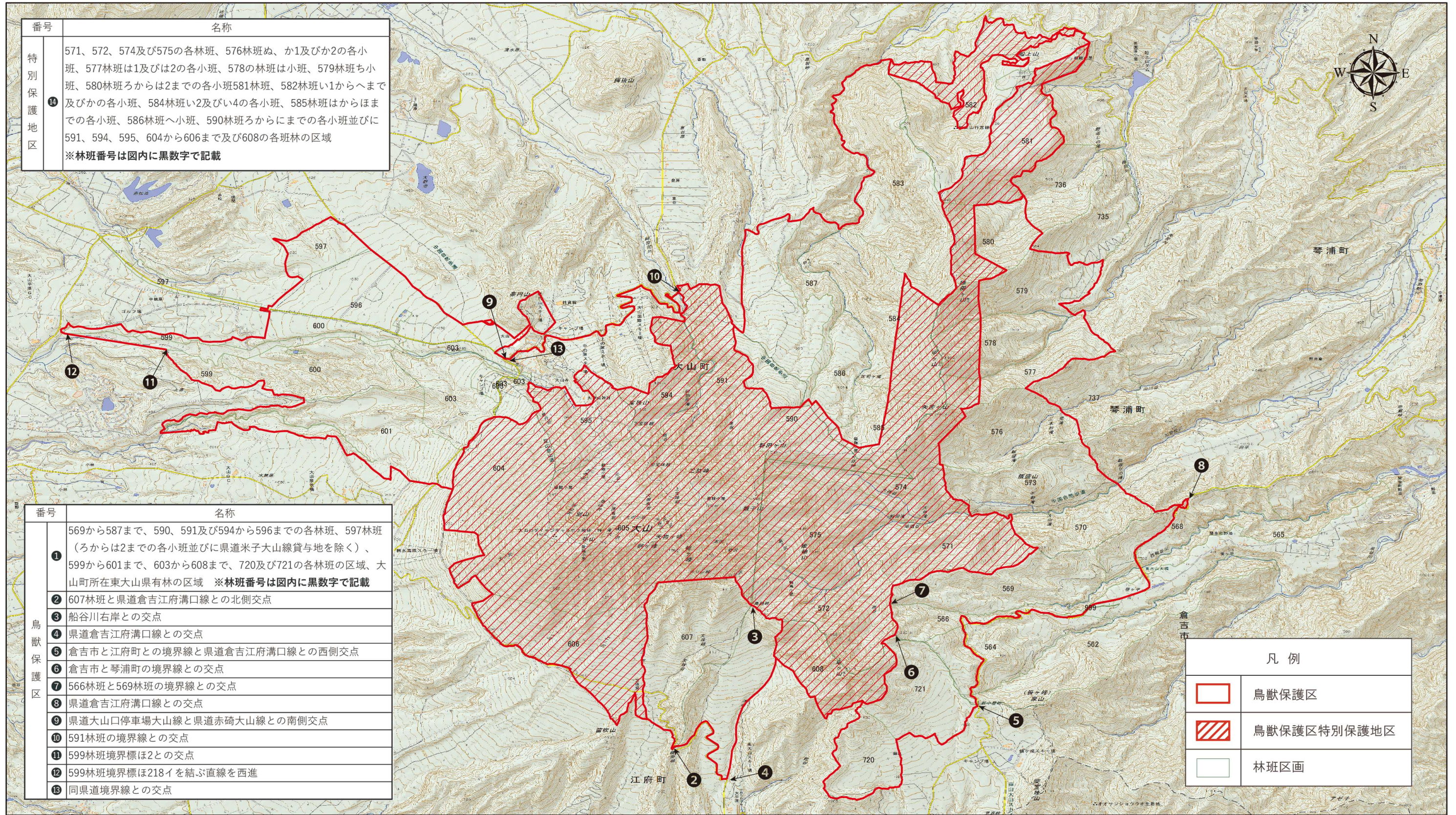


凡例	
	鳥獣保護区
	鳥獣保護区特別保護地区
	国立公園



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平28情複、第1099号)

国指定大山鳥獣保護区区域説明図



番号	名称
特別保護地区	571、572、574及び575の各林班、576林班ぬ、か1及びか2の各小班、577林班は1及び2の各小班、578の林班は小班、579林班ち小班、580林班ろからは2までの各小班581林班、582林班い1からへまで及びか各小班、584林班い2及びい4の各小班、585林班はからほまでの各小班、586林班へ小班、590林班ろからにまでの各小班並びに591、594、595、604から606まで及び608の各班林の区域 ※林班番号は図内に黒数字で記載

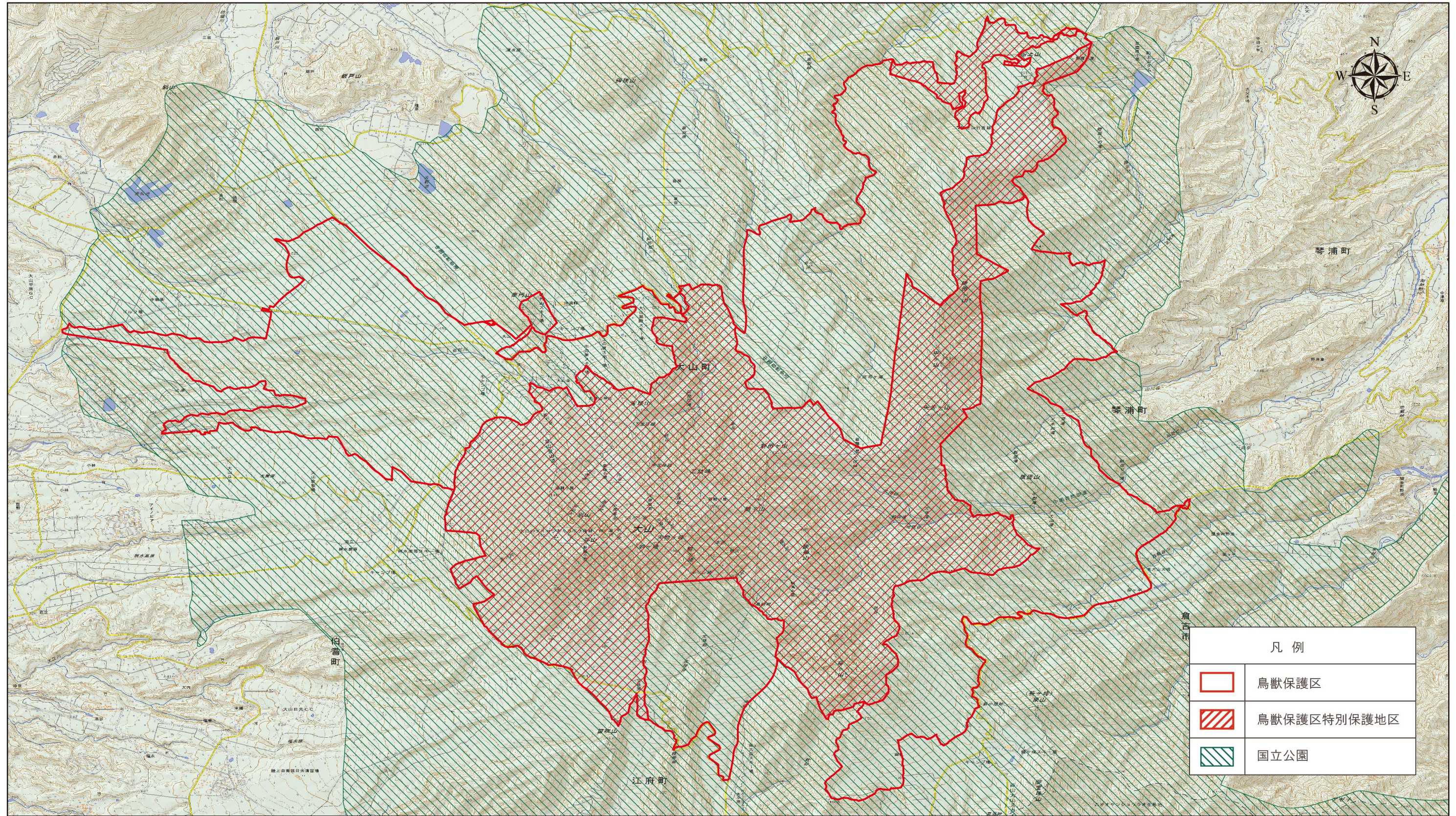
番号	名称
鳥獣保護区	569から587まで、590、591及び594から596までの各林班、597林班（ろからは2までの各小班並びに県道米子大山線貸与地を除く）、599から601まで、603から608まで、720及び721の各林班の区域、大山町所在東大山県有林の区域 ※林班番号は図内に黒数字で記載
②	607林班と県道倉吉江府溝口線との北側交点
③	船谷川右岸との交点
④	県道倉吉江府溝口線との交点
⑤	倉吉市と江府町との境界線と県道倉吉江府溝口線との西側交点
⑥	倉吉市と琴浦町の境界線との交点
⑦	566林班と569林班の境界線との交点
⑧	県道倉吉江府溝口線との交点
⑨	県道大山口停車場大山線と県道赤碓大山線との南側交点
⑩	591林班の境界線との交点
⑪	599林班境界標ほ2との交点
⑫	599林班境界標ほ218イを結ぶ直線を西進
⑬	同県道境界線との交点

凡例	
	鳥獣保護区
	鳥獣保護区特別保護地区
	林班区画

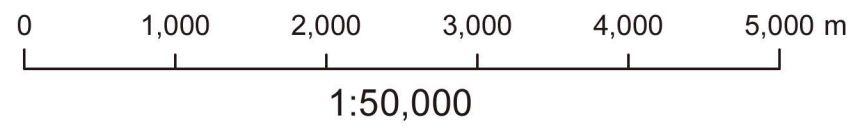
0 1,000 2,000 3,000 4,000 5,000 m
1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平28情複、第1099号)

国指定大山保護区及び大山特別保護地区区域図



凡例	
	鳥獣保護区
	鳥獣保護区特別保護地区
	国立公園



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平28情複、第1099号)

別表1 大山鳥獣保護区大山特別保護地区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	5,156 ha	ha	5,156 ha	2,266 ha	ha	2,266 ha	ha	ha	ha
林野	5,096 ha	ha	5,096 ha	2,266 ha	ha	2,266 ha	ha	ha	ha
農耕地	12 ha	ha	12 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
水面	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	48 ha	ha	48 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	4,752 ha	ha	4,752 ha	2,266 ha	ha	2,266 ha	ha	ha	ha
国有林	4,741 ha	ha	4,741 ha	2,266 ha	ha	2,266 ha	ha	ha	ha
林野庁所管	4,741 ha	ha	4,741 ha	2,266 ha	ha	2,266 ha	ha	ha	ha
制限林	4,741 ha	ha	4,741 ha	2,266 ha	ha	2,266 ha	ha	ha	ha
保安林	4,425 ha	ha	4,425 ha	2,249 ha	ha	2,249 ha	ha	ha	ha
砂防指定地	316 ha	ha	316 ha	17 ha	ha	17 ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	11 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
環境省所管	11 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体所有地	273 ha	ha	273 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
都道府県所有地	272 ha	ha	272 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
市町村所有地等	1 ha	ha	1 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	131 ha	ha	131 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
公有水面	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
計	5,156 ha	ha	5,156 ha	2,266 ha	ha	2,266 ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域 (名称:大山隠岐国立公園)	5,156 ha	ha	5,156 ha	2,266 ha	ha	2,266 ha	ha	ha	ha
特別保護地区	1,187 ha	ha	1,187 ha	930 ha	ha	930 ha	ha	ha	ha
特別地域	3,969 ha	ha	3,969 ha	1,336 ha	ha	1,336 ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域 (名称:国指定天然記念物 大山のダイセンキマラボク純林)	8 ha	ha	8 ha	8 ha	ha	8 ha	ha	ha	ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に()書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で()書きで記入する。
4. 「所有別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2) 大山鳥獣保護区特別保護地区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
キジ	キジ	ヤマドリ		留鳥
		キジ		留鳥
カモ	カモ	オシドリ	DD	留鳥/冬鳥
		カルガモ		留鳥
		コガモ		冬鳥
カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ		留鳥
ハト	ハト	○ キジバト		留鳥
		○ アオバト		留鳥
ペリカン	サギ	ゴイサギ		夏鳥
		アマサギ		夏鳥
		アオサギ		留鳥
		ダイサギ		留鳥
		コサギ		留鳥
カッコウ	カッコウ	ジュウイチ		夏鳥
		○ ホトトギス		夏鳥
		セグロカッコウ		夏鳥/迷鳥
		○ ツツドリ		夏鳥
		○ カッコウ		夏鳥
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	NT	夏鳥
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ		夏鳥
		アマツバメ		夏鳥
		ヒメアマツバメ		夏鳥
チドリ	チドリ	タゲリ		冬鳥/
		ムナグロ		冬鳥/旅鳥
		コチドリ		留鳥/夏鳥
	シギ	オオジシギ	NT	夏鳥/
		タシギ		冬鳥/旅鳥
タカ	ミサゴ	ミサゴ	NT	留鳥
	タカ	ハチクマ	NT	夏鳥
		○ トビ		留鳥
		チュウヒ	EN、国内希少	冬鳥
		ハイイロチュウヒ		冬鳥
		ツミ		冬鳥
		ハイタカ	NT	冬鳥
		オオタカ	NT	留鳥
		サシバ	VU	夏鳥
		○ ノスリ		留鳥/冬鳥
		イヌワシ	EN、国内希少、天然記念物	留鳥
		クマタカ	EN、国内希少	留鳥
フクロウ	フクロウ	オオコノハズク		留鳥
		コノハズク		留鳥/夏鳥
		フクロウ		留鳥
		アオバズク		夏鳥
サイチョウ	ヤツガシラ	ヤツガシラ		旅鳥
ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン		夏鳥
		カワセミ		留鳥
		ヤマセミ		留鳥/漂鳥
	ブッポウソウ	ブッポウソウ	EN	夏鳥
キツツキ	キツツキ	○ コゲラ		留鳥
		オオアカゲラ		留鳥
		○ アカゲラ		留鳥
		○ アオゲラ		留鳥
ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ		冬鳥

	コチョウゲンボウ		冬鳥
	ハヤブサ	VU、国内希少	留鳥
スズメ	ヤイロチョウ	ヤイロチョウ EN, 国内希少	夏鳥
	サンショウクイ	○ サンショウクイ VU	夏鳥
	カササギヒタキ	サンコウチョウ	夏鳥
	モズ	○ モズ アカモズ EN	留鳥/夏鳥 夏鳥
	カラス	○ カケス ホシガラス ○ ハシボソガラス ○ ハシブトガラス	留鳥/漂鳥 漂鳥 留鳥 留鳥
	キクイタダキ	キクイタダキ	漂鳥
	シジュウカラ	○ コガラ ○ ヤマガラ ○ ヒガラ ○ シジュウカラ	留鳥/漂鳥 留鳥 留鳥/漂鳥 留鳥/漂鳥
	ヒバリ	ヒバリ	留鳥/夏鳥
	ツバメ	○ ツバメ コシアカツバメ ○ イワツバメ	夏鳥 夏鳥 夏鳥
	ヒヨドリ	○ ヒヨドリ	留鳥/漂鳥
	ウグイス	○ ウグイス ○ ヤブサメ	留鳥/漂鳥 夏鳥
	エナガ	○ エナガ	留鳥
	ムシクイ	メボソムシクイ エゾムシクイ センダイムシクイ	夏鳥 夏鳥 夏鳥
	メジロ	○ メジロ	留鳥/夏鳥
	センニュウ	シマセンニュウ	夏鳥
	ヨシキリ	オオヨシキリ コヨシキリ	夏鳥 夏鳥
	セッカ	セッカ	留鳥/夏鳥/冬鳥
	レンジャク	キレンジャク ヒレンジャク	冬鳥 冬鳥
	ゴジュウカラ	○ ゴジュウカラ	留鳥
	ミソサザイ	○ ミソサザイ	留鳥/漂鳥
	ムクドリ	ムクドリ コムクドリ	留鳥/漂鳥 夏鳥
	カワガラス	カワガラス	留鳥
	ヒタキ	マミジロ ○ トラツグミ カラアカハラ ○ クロツグミ マミチャジナイ ○ シロハラ アカハラ ○ ツグミ コマドリ ノゴマ コルリ ルリビタキ ジョウビタキ ノビタキ イソヒヨドリ エゾビタキ サメビタキ	夏鳥 留鳥/漂鳥 旅鳥 夏鳥 冬鳥/旅鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 夏鳥 夏鳥 夏鳥 冬鳥 留鳥/冬鳥 夏鳥/旅鳥 留鳥 旅鳥 夏鳥

		コサメビタキ	夏鳥
	○	キビタキ	夏鳥
		ムギマキ	旅鳥
	○	オオルリ	夏鳥
イワヒバリ		カヤクグリ	漂鳥/冬鳥
スズメ	○	スズメ	留鳥
セキレイ	○	キセキレイ	留鳥/漂鳥/夏鳥
	○	ハクセキレイ	留鳥/冬鳥
	○	セグロセキレイ	留鳥
		ビンズイ	漂鳥/冬鳥
		タヒバリ	冬鳥/旅鳥
アトリ	○	アトリ	冬鳥
	○	カワラヒワ	留鳥/冬鳥
	○	マヒワ	冬鳥
		ベニヒワ	冬鳥
		ハギマシコ	冬鳥
		ベニマシコ	夏鳥/冬鳥
		オオマシコ	冬鳥
		イスカ	留鳥/冬鳥
	○	ウソ	冬鳥
	○	シメ	冬鳥
	○	イカル	留鳥/漂鳥/夏鳥
ホオジロ	○	ホオジロ	留鳥
		ホオアカ	夏鳥
		カシラダカ	冬鳥
		ミヤマホオジロ	冬鳥
		ノジコ	夏鳥
		アオジ	冬鳥
		クロジ	漂鳥/夏鳥
		オオジュリン	冬鳥
キジ	キジ	コジュケイ	留鳥
ハト	ハト	カワラバト	留鳥
スズメ	チメドリ	ソウシチョウ	留鳥 (特定外来生物)
合計	16目	47科	142種

(注)

- データは鳥獣保護区管理員報告書等に拠る。
- 鳥類の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会、2014年)に拠った。
- 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト2017
CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、
NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物:文化財保護法による天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。

(別表3) 大山鳥獣保護区特別保護地区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
モグラ	トガリネズミ	○ カワネズミ		
	モグラ	○ ヒミズ		
		○ ミズラモグラ	NT	
		○ コウベモグラ		
サル	オナガザル	ニホンザル		
ウサギ	ウサギ	○ ノウサギ		
ネズミ	リス	○ ムササビ		
	ヤマネ	ヤマネ	天然記念物	
	ネズミ	○ アカネズミ		
		○ スミスネズミ		
		○ ヒメネズミ		
○ ハタネズミ				
ネコ	クマ	ツキノワグマ	LP	
	イヌ	○ ホンドタヌキ		
		○ ホンドキツネ		
	イタチ	○ ホンドテン		
		○ ホンドイタチ		
		○ ニホンアナグマ		
	ネコ	ノネコ		
ウシ	イノシシ	○ イノシシ		
	シカ	○ ニホンジカ		
合計	6目	13科	21種	

(注)

- データは鳥獣保護区管理員報告書等に拠る。
- 鳥類の目・科・種（和名）及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版（日本鳥学会、2014年）に拠った。
- 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト2017
CR：絶滅危惧ⅠA類、 EN：絶滅危惧ⅠB類、 VU：絶滅危惧Ⅱ類、
NT：準絶滅危惧、 DD：情報不足、 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物：文化財保護法による天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。